

国立国語研究所学術情報リポジトリ

文献レビュー3

ましこ・ひでのり(2012)『ことば／権力／差別：言語圏からみた情報弱者の解放』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立国語研究所 公開日: 2023-11-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福村, 真紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/0002000100

ましこ・ひでのり 編著

『ことば／権力／差別：言語圏からみた情報弱者の解放』

三元社、2012

福村 真紀子（茨城大学）

監修：角 知行

2023年10月31日

1. 全体的な問題提起

編著者のましこ・ひでのりは、本書の方向性について「欧米の研究者のおおくがつねに意識している、階級や民族、文化資本と威信など、生活者が日々格闘している序列意識や不当なあつかい、など、社会科学的な分析を必要としている諸現象をなるべくおおくとりあげ、権力論や差別論にも貢献できるような、そして社会学関係者の視野・思考の範囲がすこしでもひろがるような論集をあみたかった」(p.10) と述べている。また、「日本の社会学と社会言語学がとりこぼしてきた日本語周辺問題という、人文社会諸学の知識社会学的な再検討という課題意識をもってよまれるべきであろう」(p.12) と述べ、本書を読むにあたり、必要な視点を示している。本書のタイトルは、ことばに関する問題を、権力や差別という非対称性を意味する概念を切り口として知識社会学的に考えることが求められている。

つまり、読者が、これまで常識や当たり前と考えてきたことばの位置づけや、社会学はもちろん、言語学、言語教育学を含む人文科学のあり方を疑い、そこに政治性やイデオロギーを見出すことが、本書の第一の狙いである。その政治性やイデオロギーの問題を払拭するにはどのような解決策を講じればいいのかを読者に考えさせるのが第二の狙いと言える。

2. 各章の内容

1) 第1章 「エスノメソドロジーから見た「言語問題」」(山田富秋)

山田が問題とするのは、「ある文化において自明視された社会構造を「誠実な成員」として服従することができない場合、そこに他の行為の選択肢がすべて閉ざされているような「権力」性が現れる」(p.35) という現象である。このような現象の例として、1960年代

【文献レビュー3】

の日本社会における障害者の捉え方が挙げられている。障害者にとっては、障害を治し健常者になるべく近づくことが唯一の社会復帰の道だと考えられ、障害は個性ではなく悪いことという見方が常識として浸透していたという現象である。この問題を、山田は、「共同性を確立することの困難、あるいはコミュニケーションの不可能性といつてもいい問題だろう」(p.35) と述べている。

上記の問題は、「言語問題」とも重なる。山田は、「言語問題が生じると想定されている場面にも、圧倒的に優位な「常識」が「権力」として働いていると思われる」(p.37) と述べ、その例として「公用語を決める問題」(p.37) を示す。その具体例は戦前の沖縄における強制的なされた「日本化」教育である。沖縄戦時に沖縄語を話した沖縄人がスパイとみなされ日本軍によって虐殺されたという歴史的事実は、「常識(=規範)として働く権力がむきだしの暴力に転化したケース」(p.38) と言える。その暴力性は、「自明視された常識を土台とした権力は、当事者たちから抗議の可能性を奪い、しかも、その状況から退出することもできない、まさに「出口なし」の状況を構築する」(p.36) ものであり、山田は、「自明性を土台として働く「権力」現象」(p.36) と呼んでいる。

山田は、本章の冒頭で、「言語問題」とは何かに触れ、「言語問題」をめぐり、ネウストプニーが文法、語彙、発音、表記などの狭い意味での言語問題の枠を超えて、伝統的な言語政策や言語計画を去って「言語管理」を設立した経緯を説明している。そして、従来の言語政策と言語計画から言語管理への転換には、談話というミクロな相互行為レベルに準拠したことによる言語の捉え方自体、あるいはコミュニケーションの捉え方自体の変化があったと意味づけている。しかし、「どのようにして相互行為における談話の問題が、国家や集団レベルでの言語問題と関係してくるのかはっきりしない」(p.27) と批判的に言語管理を捉えてもいる。そして、その原因が「管理プロセス」として示された言語問題の調整モデルにあり、「言語プロセス」というモデルには、「暗黙裡に普遍的な社会的「規範」が忍び込んでいるように見える」(p.27) と指摘し、エスノメソドロジーによってこのモデルを批判的に再構成し、「権力の問題を相互行為にうまく結びつけ」(p.27) ようとしたのである。1950年代にアメリカの社会学者ガーフィンケルによって開発されたエスノメソドロジーは、日常生活における社会秩序を研究の対象とした、現代社会学の一分野であり、言語問題を「常識」と「権力」という概念を切り口として検討する上で有効なアプローチだと考えられる。

山田が本章で強調しているのは、「規範」の生じ方と捉え方である。山田は、「規範とは多様な利害を一元化し、相互行為における参加者の交渉を閉め出す政治的権力である」(p.28) と断言する。そして、山田は、エスメソドロジーの立場から「構成的期待によつて産出される当該状況の「規範」は、その状況を超えた外部にある独立した規則などではなく、当該状況の参加者によって絶えず、当該状況の内部から協同で作り出されるものである」(p.30) と主張する。そして、重ねて「当該状況を超えた普遍的な規範など存在せず、しかもそれはつねに状況の参加者によって調整され、維持される」(p.30) と述べる。山田

は、この論点を、「言語管理の理論の具体的な談話状況への注目と直接結びつく」(p.30)と論じている。そして、「「管理プロセス」の問題は、「規範」それ自体が自明視された常識を再生産する政治的な装置であり、具体的な相互行為における言語問題の調整こそ、権力作用のせめぎあいが見られる政治的な舞台であることを積極的に理論化していないことである」(p.38)と指摘する。

2) 第2章 「言語権と人権・平等」(渋谷謙次郎)

本章では、「言語権」が人権として捉えられ、我々が言語権を平等に保障されるのかが議論されている。言語権自体は日本の法律上明文化されたものではない。しかし、「憲法で保障されている様々な権利に内在し、かつ複数の諸権利を横断するものである」(p.43)と渋谷は論じている。「言語権と人権・平等」について議論する意義は、「言語が人間の生活の基本条件であり、なおかついずれの国も多言語を内包している以上、言語の問題が「権利」の問題として論じられることは、この問題が普遍的な問題であることをも意味している」(pp.43-44)し、「言語の違いに関連する問題は、自由や平等の侵害、そして格差や紛争に結びつきやすい問題だけに、それが人権論の射程に入ることは、決して行き過ぎではない」(p.46)からである。

渋谷は、日本における言語権の保障に関する例として、「アイヌ民族の伝統的居住地の接収の違法性をめぐって争われた二風谷ダム事件判決」(p.55)を挙げている。二風谷ダム事件とは、ダム建設に反対するアイヌ民族関係者が 1989 年に強制収容の差し止めを建設大臣に求めたが 1993 年に棄却され、札幌地方裁判所に行政訴訟を行った事件である。1997 年に札幌地方裁判所は、原告の請求を棄却したものの、アイヌ民族を先住民族として認めた。本章では、この判決について、「(アイヌ民族の) 原告らは、憲法 13 条により、その属する少数民族たるアイヌ民族固有の文化を享有する権利を保障されていると解することができる」とした」(p.55)と説明されている。そして、渋谷は、「少数民族固有の文化を享有する権利」の対象には、当然、言語も含まれ得るだろう」(p.55)と述べている。憲法第十三条の条文は、以下のとおりである。

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

つまり、二風谷ダム事件の判決は、言語権が基本的人権として保障されたという判例とみていい、と渋谷は考えているのである。そして、「今後、日本においても、歴史的な少数者である在日朝鮮・韓国人や先住民のアイヌ民族の固有言語や移民の言語、手話の問題が、言語権論として思想や理論のみならず実践の問題としても様々な角度から議論されていく

【文献レビュー3】

だろう」(p.55) と言語権をめぐる議論が発展していくことを予想し、「憲法で保障された権利論として言語権を論証していくことの必要性はもちろんのこと、実際に権利を保障していくためのよき制度のあり方についての議論が不可欠であろう」(p.55) と、制度の再考の必要性を提言している。

また、本章では、言語権と「平等」についての議論に注目することが重要である。渋谷は、「しばしば政府が万人に同じ言語を課すことが「平等」を意味するという結論がもたらされることがある」(p.56) と述べ、その論法について「ある言語の使用を政府に強制されることは、その言語のネイティブであろうとそうでなかろうと、その言語の使用義務が万人に同等に課されているという意味で「差別」ではない、あるいは「法律の前の平等」違反ではない」(p.57) と説明している。その一方で、「国民あるいは地域住民が同一の言語を課されることは、少数者にとって表現の自由の侵害になるのみならず、その言語を母語（第一言語）としないがゆえに不利益を意味することもあり、「差別」ともなる。それを是正する際のひとつの手がかりとして「平等権」がある」(p.57) と論じ、平等の捉え方が一義的ではないことを示している。

そして、ドゥウォーキン (1986) が「平等な待遇 (equal treatment)」と「平等な者としての待遇 (treatment as an equal)」を区別し、「ある種の負担や利益につき同一の分配を受ける権利ではなく、他のすべての人々に対すると同様な尊重と配慮を持って待遇される権利」(p.57) を意味する「平等な者としての待遇」の方が基本的な権利として捉えられることを示している。その上で、渋谷は、「公用語以外の言語の使用を規制することは、仮に表面的には特定の「人種」、「民族」を標的にしていないとしても、言語の違いを基準として諸個人を差別的に扱っている疑いがもたれる」(p.58) と述べ、平等という視点から、公用語以外の言語を使用することの言語権の保障の必要性を示唆する。「集団間の不平等の存在は、不利な側の集団に属する個人の「平等な者としての待遇」を軽視してしまう」(p.61) ことが問題であり、言語権を人権として保障していく議論の必要性を説いている。

3) 第3章 「言語権の社会学的意義」(ましこ・ひでのり)

本章のねらいは、「現代社会における諸問題のなかで、言語権概念がしめる位置、その潜在的意義をふくめて、論点整理し、社会学周辺の解法理論にとって、どういった射程をもちえるのかといった、みとり図を提供すること」(p.67) である。ましこが問題としているのは、「国民国家形成の過程で「国語」の確立が自明視された経緯と、それとはうらはらに「言語権」的観点がぬけおちがちだった」(p.13) 日本の状況である。具体的には、「先年の「英語第二公用語化」論などをみても、列島内の少数言語使用の保障・保護が真剣にかんがえられた形跡はない」(p.67) ことが挙げられている。

ましこは、言語権を「あたらしい権利意識の産物」(p.65) と位置づけているが、実際には「いまだ定着したとはいがたい概念」(p.67) である。その理由については、「言語権

【文献レビュー3】

概念を、国家秩序に対する「挑戦」、容認しがたい理念とみなす、アレルギー反応ににた作用がはたらいてきたからではないだろうか」(p.68)とする。その上で、「少数言語問題」は、「少数民族問題」同様、国民国家の「病理」「例外」として位置づけようという、無意識的な、あるいは意識的な圧力が当局や市場関係者にあったとかんがえられる」(p.68)と、言語権概念がこれまで十分に注目されてこなかった原因について分析を深める。ましこは、近年では言語権は「少数者にも当然適用されるべき基本的人権」として考えられるようになったことに触れつつ、第20回国連総会において採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に日本政府が遅まきに「146番目の締約国」になり、人種差別撤廃委員会の日本政府への勧告に対してもうしろむきな態度をとったことを批判している。

そして、言語権概念の社会学への衝撃と諸課題について、以下の3つのポイントを示している(pp.72-73)。

- (1) 「言語権概念」は、それまで漠然と少数者／弱者として、権利侵害がとりざたされた集団・層に対する、認識の視座を根本的にくみかえた。
- (2) 「言語権概念」は、それまで、研究者・関係者が個々に「越境」していた学問領域を、抜本的にのりこえるかたちでの学際的空間を一挙にひろげた。
- (3) 「少数者の生活世界の諸問題に通底する社会構造」、「無自覚なまま少数者の権利侵害をくりかえしている、多数派の政治性」といった構図が浮上した。

上記(1)については、「情報源の利用のしやすさ(accessibility)」という観点からは、視覚障害者と在日外国人への、情報保障も、当然言語権の重要なはしらにあげられる」(p.76)と、具体例が示されている。また、(2)については、特に「ろう者／盲人／弱視者に代表される視聴覚障害者の生活世界と、それをとりまく「健常者」世界の摩擦を解明・改善しようとする障害学との急接近」(p.73)を挙げている。(3)については、「マイノリティ研究」を反転させた「マジョリティ研究」＝「多数派学」(p.73)を提唱している。

本章の最後には、我々すべてが視覚障害者となる可能性も示し、「いわゆる「ユニバーサル・デザイン」という観点からも、障害学的な視座をmajieda言語権的議論が必要であり、それらは、社会学への理論的貢献もあるし、社会学自体のこれら課題への貢献ももとめられているはずである」(p.76)と、「言語権概論」のさらなる議論の必要性について結論づけている。

4) 第4章 「「言語=通貨」論再考：地域通貨論が言語の経済学に問い合わせること」(木村護郎クリストフ)

木村が問題とし、批判するのは、「少数言語の衰退や消滅を「自然」なこと、あるいは不可避なこととみなす言説がしばしばみられる」(p.79)現象である。そこで、本章では、「言語の経済学」において少数言語の衰退を「自然」とみなすことを補強する言説を取りあげてその妥当性を検討」(p.79)する。その検討の方法として、「通貨の論理を特定言語の勢

【文献レビュー3】

力拡大や衰退にあてはめようとする」(p.80)「言語=通貨」論を用いて、言語を通貨で比喩し、「言語の経済学に、批判的かつ創造的な新たな視点を付け加えようと」(p.80)試みている。

言語と通貨は、「使用者の共通了解にもとづいて使用される媒体によって交換の可能性が飛躍的に増大する」(p.81)という点、「あたかもそれ自体で価値を内蔵するかのように扱われるという点」(p.81)、「その媒体を信用する人々によって交換に使われることによって、言語や通貨は人間と人間のあいだの関係性をとりもつ機能をもっている」(pp.81-82)という点が類似している。しかし、従来の「言語=通貨」論には、限界があると木村は述べている。その限界とは、「現実を客観的に分析するようにみえて実は単純化した比喩によって特定の傾向を無条件に受け入れさせるものであった」(p.102)ことである。これまでには、大言語すなわち、多くは英語の拡大に関して言語を通貨で比喩して論じられてきた。また、「言語=通貨」論によって、言語経済学的な必然として、共通語の拡大が提示されることにより少数言語が不可避的に敗者として描かれてきたことを木村は批判している。これに対し、木村が扱う「言語=通貨」論は、地域通貨に注目し、「より複雑な一連の問題に注意を喚起し、言語的にきわめて多様な世界の現実をより深く理解し説明しようとする」(p.102)ねらいがある。

木村が地域通貨に着目するねらいは、地域通貨論を言語論へ接続する新しい形を探ることである。木村は、地域通貨の基本的な特徴を以下のようにまとめている。

実体経済と関連せずに世界を駆け巡って増殖し、地域的な共同体を薄めていくとされる現行通貨に対して、地域内の実際の多様な財やサービスの交換に対応する通貨システムを自発的につくることによって、地域経済の振興ないし協力・信頼関係に基づく非市場的なつながり（共同性）の再構成を図ろうとしているといえよう。(p.91)

そして、地域通貨論の視点として、ヘゲモニー性、イデオロギー性、変革可能性、開かれた限定性、存在形態の個性、多元性の6点を挙げている。特に注目すべき点は、「地域通貨は、通貨システムを自分たちで変革（ないし創造）していく可能性を提起する」(p.95)という変革可能性だと考えられる。この言及は、少数言語の復興を試みる可能性を示唆している。なぜなら、「言語状況は人間の活動の産物である。したがって、原理的には人間の通常の使用の積み重なりによって変えていくことができる」(p.96)からである。この理由には、「有志が「勝手に」つくって流通させる」(p.96)という地域通貨の特徴が重なる。また、開かれた限定性についても、木村は興味深い見解を示している。地域通貨は従来の通貨に比して、通用範囲が限られていることが評価されるが、閉鎖的な共同体を前提とするのではなく「むしろ、新しい参加希望者に開かれた共同体をめざしている」(p.98)。言語についても同様のことが言える。すなわち、「使い手が限られていること自体が言語をとおした連帯にとって肯定的に作用しうる」(p.99)と同時に、「言語運動によって支えられ

【文献レビュー3】

る少数言語などにおいては、自発的に学び使う人々のネットワークとしての側面が強くなっている」(p.99) のである。この特徴が「開かれた限定性」である。

以上のような地域通貨と言語の類似性を示しながら、本章では少数言語の衰退や消滅を「自然」なこととみなす言説を問い合わせる。そして、結論において、地域通貨と少数言語の連帶の可能性について論じている。ここでは、「地域通貨と少数言語運動は、運動体としての存在形態のみならず、地域的共同性ないし人間の連帶を新たな形で再生させたいという実際的な目的でも似ている面がある」(p.103) と述べている。そして、「使用の基盤となる共同体を失いつつある少数言語と地域通貨を連関させれば、地域通貨は、少数言語話者のネットワークのつながりを強める役割を果たしうる。他方、独自の言語は地域通貨がめざす地域的な連帶を補強する働きをしうるだろう」(p.103) とする。地域通貨論を通して、少数言語の復興、すなわち言語権の保障の重要性が示されているのである。

5) 第5章 「言語権から計画言語へ」(かどや・ひでのり)

本章で、まず問題として述べられていることは、「人間の基本的な権利（人権）やそれが否定された状態（差別）についてかたられるとき、言語（ことば）について言及されることはすぐない」(p.107) ということである。「言語にかんする差別」(p.107) がさまざまな差別問題のなかでも特異な位置にあることにも触れ、「言語権」という概念があいまいであることが「言語にかんする差別」が十分に認識されていない原因のひとつであることを示している。

例えば「方言札」など法的にある言語の使用が禁止され、処罰の対象となっていた現象には不当さが実感されるであろうことを、かどやは述べている。そして、「その不当さを言語上の人権、すなわち言語権が侵害されていることを根拠として問題化することに「ひっかかり」はかんじられないだろう。本稿が課題とするのは、そのような「ひっかかり」のない「あきらかな問題」がなぜ問題としてかんじられるのかを検討し、その問題を解消するために必要な指針のひとつを提示することである」(p.109) と、本章の課題について言及している。つまり、本章は、あいまいな言語権概念を論理的に解釈し、言語権を保障するための指針の一つを示すことを目的としている。

かどやは、「言語にかんする差別現象」＝「言語差別」(p.111) のあらわれかたの事例を4つ示し (pp.110-111)、それらの事例を「それぞれの言語共同体のなかで多数派をしめるひとびとが当然のように日常おこなっていることを言語が原因となってできず、その結果、基本的な権利が侵害されたとかんがえられる事例」(p.111) とみる。そして、言語にかかわる人権侵害は、同一言語を第一言語とするひとびとのあいだにおいておこるものと異言語を第一言語とするひとびとのあいだにおいておこるものとの2種に分かれると述べる。また、「言語差別は、コミュニケーション上のいちじるしい不平等が基本的な人権を侵害するにいたったときにおこる」(p.112) と言及される。異言語を第一言語とするひとびとのあいだにおいて生じる不平等は、絶対的な格差によって起こり、その格差はある状況において

【文献レビュー3】

て一方が第一言語話者であり、他方がそうでない場合に最も典型的にあらわれる。本章では第一言語話者が「構造化された優位性」(p.112) をもつと表現される。そして、「構造化された優位性をもたらす立場にたったものは、「権力」を有することになる」(p.114)。優位性と権力をもつ第一言語話者は、非・第一言語話者に対して、コミュニケーションが成立しない責任を一方的にしつける。「第一言語話者はみずからの責任をとう、とわれるということがなく、「未熟な一方」にのみ、責任が課され」(p.114)、「自分が一方的に成立をもとめているにすぎないコミュニケーションの過程であったとしても（たとえば退屈な世間話）、そこに相手を動員し、自分が相手に理解されるよう、相手をあゆみよらせることができるのである」(p.117) と、かどやは述べる。

そこで、結論としてかどやは示した指針は、「計画言語」としてのエスペラントの普及である。エスペラントは、「第一言語話者が存在せず」かつ「学習が容易」な言語」(p.126) であるからである。また、「エスペラントは「国際的」コミュニケーションにおいて言語差別的状況が発生することを抑制する手段となるのみならず、エスペラントが平等化機能をもつことをしってエスペラントを使用する行為じたいが、必然的に反差別・平等主義の実践となるのである」(p.127) と、エスペラントの普及による効果について積極的にアピールする。一方で、「個別の状況において生起する権力関係の解消までをおこなうことはできない」(p.127) という限界も示している。しかし、エスペラント自体が「言語差別解消のための一必要条件以上のものではない」(p.127) にせよ、言語権の保障のためには「人権のセーフティーネットとしてのエスペラントの機能を再評価すること」(p.129)が主張されている。

6) 第6章 「漢字という障害」(あべ・やすし)

本章は、漢字を社会的な障害と捉えて、日本語表記と情報格差の問題について検討している。結論を取りすれば、あべは、漢字弱者の視点に立ち、漢字弱者の解放に向けてかれらの言語権を保障するために、漢字という障害からの解放（漢字を使わない自由）と情報障害からの解放（文字情報センターの必要性）を提言している (p.155)。また、漢字弱者の言語権の保障のための具体的な手立てとして電子情報の提供のほか、固有名詞の「かながき」とわかちがきも提案している (pp.153-155)。

あべが、上記の提言をした背景には、「いまの日本社会は、「だれでも漢字をよみかきできるはずだ」という前提のもとになりたっている」(p.131) 現況がある。そして、「漢字をうまくよみかきできないひとがいるとして、それははたしてそのひと個人の問題なのか。むしろ、漢字の問題とは、ひとえに「社会的な問題」といえるのではないだろうか」(p.131) という問い合わせている。

上記の問い合わせについて検討するために、本章では、「障害者」（盲人やろう者）に視点をあてて問題解決を試みている。盲人については、漢字を使わない点字こそ、「盲人の文字」であることを示し、「漢字表記になれきった晴眼者（めのみえるひと）の固定観念」(p.133)

【文献レビュー3】

によって盲教育にかかる教員でさえ日本語には漢字が欠かせないと考え、生徒に漢字をおしつけているという問題を示している。点字に漢字を取り入れるという発想についても触れるが、「点字で漢字をあつかおうというシステムは、なみたいていの努力では身につかない。そういったむずかしい点字のシステムをおぼえるよりも、盲人用のワープロをつかって漢字まじりの文章をかくほうがずっと便利である」(p.137)と、見解を述べている。一方で、視覚障害者の背景は多様であり、漢字の知識には大きな差があることをふまえ、「ワープロが本格的に普及し、誰もが使えて当然と思われると、かえって負担を感じる人もいるのである」(p.138)とも述べている。よって、晴眼者の、絶対に漢字を使わなければならぬという「常識」である社会的圧力をあらためる必要性を訴えている。あべは、「盲人のたちばを尊重し、点字の社会的地位をたかめていく必要があろう」(pp.140-141)と主張する。

さらに、「いまの日本では、漢字は「絶対に不可欠」だとおもわれているため、いやがおうにも漢字を1000字も2000字も学習しなくてはならない。そのために、漢字教育にながい時間がついやされている」(p.144)という問題意識を表し、識字学級や夜間中学にかようひとに対する教育について検討している。あべは、「識字教育における漢字の問題を検討していかなければ、識字運動もまた「漢字のおしつけ」になってしまう」(p.145)と懸念する。

また、日本手話を第一言語とする人にとっては、日本語は異言語であることを示し、口びるのよみとりと発話を教育する「口話主義」について、抑圧的な同化主義であり、言語権や学習権を無視した行為であると批判する。その上で、「ろう者から要求されているのは「日本手話による教育」であり、第二言語として「日本語のよみかき」を教育する二言語教育である」(p.149)と主張する。さらに、知的障害者も日本語を第一言語としない「外国人」も漢字弱者であることを示す。

以上のように、本章では、漢字弱者にとって、漢字まじり文が前提とされていることがいかに抑圧的であるかを示し、結びでは、「漢字という不安は個々人の常識不足がもたらすのではなく、社会がつくりあげているのである。だから、その社会こそを改善しなければならない。漢字弱者の解放は、漢字という不安を感じてきたすべてのひとにとっての解放でもあるのだ」(p.159)と、漢字弱者の言語権の保障のために、漢字を障害として見直す必要性を訴えている。

7) 第7章 「ポライトネス研究における自明性の破壊にむけて」(山下仁)

本章の要旨には、ブルデューによる文章が引用されている。その中の「自明性は社会の真実を隠すのです。真理を探究するとは、自明性を破壊すること、ありきたりの問題設定の仕方を破壊することです」(ブルデュー: 加藤 2003:66)という言及は、本章で山下が最も強調したいことだと思われる。

本章の目的は、語用論の研究領域の一つのテーマである「ポライトネス」に関する自明

【文献レビュー3】

性について考えることである。上記で述べたブルデューの視点を用いてポライトネス研究の自明性を破壊しようとするものである。この目的を設定した理由を、山下は、「これまでのポライトネス研究が自明視して取り扱ってこなかった対象を呈示することによって、なぜそれらが取り扱われなかつたのかを考える契機としたいからである。また、ポライトネス研究を含めた敬語研究がいかなる「権力」にもおもねることなく自由に研究を深化させ、「その研究成果を社会に還元」(ブルデュー) すべきだと思うからである」(p.166) と述べている。

山下は、「18世紀の英国における politeness について論じたリチャード・ワツの論文 (Watts 1999)」(p.167) を取り上げ、「言語の正しい形式は社会的に、その社会の支配者である上流階級 (polite な社会) のメンバーによって形成され、再生産された」(p.168) ことを示す。そして、この現象を日本語の敬語に応用し、「敬語は「国語」の「特徴」として、権威と権力をもつ学者によって体系化され、再構築され、その結果それがたかも自然なものであるかのように教育された」(p.168) と述べている。また、「ポライトネス」が「日常的な概念」(p.170) とはなりえていないことを指摘し、「実際の社会で関与性のある概念が何であるかを問うことなく、研究者専用の概念を用いて言語行動を分析しようとするところに、そしてそれを疑問視しない」(p.170) という点に日本における「ポライトネス研究」の限界を示している。

さらに、ジノ・エーレンが 2001 年に『ポライトネス理論の批判』という本を著したことを紹介する。エーレンは、ポライトネス研究は、「理論上の自明性やオーバーラップの指摘によって相互の関連性を考察するものが少なく、それぞれの理論に通底する仮説についての洞察が欠如しており、ポライトネス理論の背後に潜むイデオロギーの解明がなされていない」(p.171) と指摘する。山下は、エーレンの研究を日本の敬語研究、ポライトネス研究に重ね合わせ、「これまでの敬語研究の多くが、たとえそのすべてがそうであったとはいえないにしても、「こうあるべき」、「正しい」、「美しい」敬語の問題に終始している」(p.173) ことを指摘し、批判している。

そして、日本におけるポライトネス研究でブルデューがほとんど顧みられてないことに触れ、ブルデューの視点からポライトネス研究の自明性を批判していく。まずは、ソシュールはラングに、チョムスキーは言語能力に重きを置き、言語を対象化して分析可能であることを自明視していることがブルデューによって批判的に捉えられていることについて言及する。山下は、この点について、「言語学者はある種の理想化によって、均質な言語や均質な言語共同体をでっち上げる」(p.175) と述べる。つまり、「言語」には、社会的、歴史的、政治的条件が背景にあり、それらの条件を経て構成されたものであるにもかかわらず、それらの条件を見過ごすことに異議を唱えているのである。ブルデューは、「ハビトゥス」という概念をその理論に用いており、山下はハビトゥスを日本の敬語使用に当てはめて説明する。つまり、「特定の人に特定の「敬語」を用いるのは、もちろんその話者の個人的な性向によっている。しかし、その性向は社会的に形成されたものである。その社会性

【文献レビュー3】

をハビトゥスという概念でとらえるならば、誰にどのような敬語を使うべきか、という問題ではなく、なぜその人に敬語を使うようになっているのかという問題が問われることになるだろう」(p.176) という問題の提示である。山下が、このような問題提起をする理由は、敬語を使う場面が力関係が明らかに存在するコミュニケーションの場面である場合、そのコミュニケーションは「力のある者にとっては「円滑なコミュニケーション」であるが、力のない者にとっては「問題」のある「困難」な情況」(p.183) となるからである。このような問題が存在するため、山下は、日本のポライトネス研究の第一人者である宇佐美まゆみによる「ディスコース・ポライトネス」の限界を指摘している。また、山下は自らの対象社会言語学的研究について紹介し、ドイツ語と日本語の比較調査を通して、日本語の丁寧さの概念の幅の広さについて言及している。

そして、結論として、敬語は「敬語研究者の作り物」(p.188) であると指摘し、「言語」をとりまくさまざまな文化的、歴史的、政治的、経済的要因との関連から敬語やポライトネスの問題を見直すこと」(p.188) を提唱する。さらに、「狭義の敬語研究から、ポライトネスばかりでなく、イデオロギーや言語政策の問題をも意識した広義の敬語研究につながればよい」(p.188) と展望を述べる。

8) 第8章 「差別論をかたることば：『女性学年報』のこころみを例に」（糸魚川美樹）

本章の問題意識は、「差別や不平等に敏感でありたいと願う人の間でも、言語間に存在する差別は、気づかれにくい」(p.193) という言及に現れている。この問題意識から生まれた問いは、「差別論における言語差別的な言語使用は、差別を問題にする人びとの姿勢とどうおりあいをつけることができるのだろうか」(p.212) ということである。「差別論」とは、「差別や人権侵害などを問題にし、平等や解放を実現する理論を構築しようとする分野」(p.193) を指す。つまり、糸魚川は、差別を問題視し、その解決を試みている当事者が、自らも気づかないまま差別を生むような姿勢を保ってしまっていることを示そうとしている。そこで、差別論を「展開する学会・研究会などの差別論専門誌における言語使用を例にあげ、「差別論をかたることば」を言語差別の視点から問う」(p.193) ことを本章の目的としている。

本章の問い合わせ明らかにする手段として、糸魚川は、「日本女性学研究会が母体となって編集委員会を構成する女性学専門誌」(p.196) である『女性学年報』(以下、『年報』)を取り上げ、その言語使用について精査した。「専門誌における言語使用を精査することによって、差別論におけることばのありかたを知る一定の手がかりをえること」(p.194) が可能だと考えたからである。

『年報』の精査の結果、「女の視点にたち、プロとアマの差別を排して、アマチュア性を大切にした女性学を徹底的にめざす」(4号(1983)の「『女性学年報』のめざすもの」から糸魚川が引用、p.198) や「誰にでもわかりやすい、読みやすい文章であること」(10号(1989)の「『女性学年報』のめざすもの」から糸魚川が引用、p.199) など、『年報』の

【文献レビュー3】

立場として、「言語活動によりうまれる権力関係に敏感であろうと努めてきた痕跡を確認」(p.196) でき、「『年報』の発行者たちは、ある言語共同体に存在する、言語を介在した不平等に早くから気づいていた」(p.201) ことが示されている。その一方で、英語使用については問われていないことを、糸魚川は鋭く指摘している。『年報』の5号では、それまで受け付けていた英語による原稿を受け付けないことに決め、投稿規定として日本語で書かれた原稿のみが許されることになった。しかし、英語による要約の掲載自体は継続されることになり、執筆者には英語の知識が要求されていた。そして、24号では、多言語化が議論され、執筆者全員にそれまでなかった日本語の要約が求められるとともに日本語以外の要約の掲載を希望する執筆者は言語を選択できることになった。

本章では、上記のような『年報』の言語使用をめぐる議論やあり方を検討することを通して、差別論における言語選択について考察が展開されている。糸魚川は、『年報』が日本語による投稿論文だけを受け付け、英語による要約を執筆者に要求していた現象について、「かたることばに日本語以外で英語だけが選択される現象の意味を検討」(p.205) した。まず、論文を日本語で書くことは、日本語が読める人と問題を共有し議論することになり、日本語が読めない人をその対象から排除することになる。また、誌名や要約を英語であらわすことは、日本語が読めない英語使用者に会誌と論文の存在を知ってもらいたいという要望であり、要約の読者に英語使用者を選択しているということになる。同時に日本語・英語を読めない人を排除することになる。

つまり、「ある言語を選択するという行為は、その言語の使用者をコミュニケーションの相手として選択することである。それ以外の言語を選択しないということは、意図せざる結果としてその言語の使用者以外を排除していることになる」(pp.205-206) わけである。この現象から、糸魚川は、さらに、「言語間に優劣はないと考えられていても、ある言語を母語とする人と、別の言語を母語とする人には、母語をつかう権利は同等に保障されてはいない」(p.207) という問題を提起する。つまり、異言語を母語または生活語とする人々のあいだのコミュニケーションにおいて、「一方だけがほとんどいつも、当然のようにあゆみよりを求められるという不平等な関係」(p.207) がみられるのである。その関係は、日本語母語話者と英語母語話者のあいだで、往々にしてほとんどいつも日本語母語話者が「英語を話さなければならない」という思いこみ」(p.208) から英語母語話者にあゆみよってしまう状況にもみられることが示されている。そして、このあゆみよりを、糸魚川は性役割が現れる場面に重ねている。つまり、「女が家事をするのがあたりまえと思われているため、レベルの高い家事を女がこなしても評価を受けることはないが、レベルの低い家事であっても男がすると評価されやすく、ありがたられる場合が多い」(p.208) という状況である。すなわち、「異言語を母語とする人々の間のコミュニケーション役割分担は、性役割の場合と同様の問題をはらんでいる」(p.209) わけである。この「つねに少数派にだけあゆみよりを強いる構造、さらに、その不平等を温存するような言語使用のありかたや

【文献レビュー3】

構造」(p.209) が日々生み出されたり、再生産されたりすることを、糸魚川は差別論における言語差別として問題視しているのである。そして、この問題が、女性差別を問題とする『年報』による言語選択にも存在することを指摘している。

さらに、本章では、国連女性会議における英語の位置づけについても触れられている。会議の公用語が自分の母語である女性、そうではない女性の間には力の差が生まれることを、糸魚川は指摘する。「異なる言語を母語とする人々の集まりで、英語の使用を無条件に肯定するなら、言語に関する「生まれながらに存在する不平等」、「初めから違うという不平等」に加担することになる」(pp.211-212) という言及から、女性差別を議論する現場において言語差別を無意識に生み出しているという矛盾が浮かび上がる。

糸魚川の本章における結論は、「差別や抑圧・不平等を問題化しているはずの差別論において、結果として言語差別の可能性をおしひろげる態度がみられる状況は、言語差別がいかに根深いものであるかを示している」(p.212) ということである。そこで、糸魚川は、「英語で書かなければ「国際的」に知られない・認められない、研究自体がないものとされるという懸念があるとしたら、その状況自体が問題にされなければならない」(p.212) と、本章の最後に根本的な問題を提示する。

9) 第9章 「聾教育という空間」(金澤貴之)

本章の冒頭では、聾教育においてこれまで主流であった教育観とその背景にある「聾」の捉え方について述べられている。すなわち、「聾教育における「専門性」は、主として、いかにして聞こえない子どもに発音を身につけさせるか、あるいは発音は十分に明瞭ではないにせよ、いかにして日本語を身につけさせるか、あるいはまた、いかにして口形を見て相手の話を読み取ることができるか、いかにしてわずかに残った聴力を活用するか、といったことに向けられ」(p.217) てきたが、その背景には、「聾」が「教育という空間においては、音声情報を受信できない状態として捉えられ、そのため生じるさまざまな不利益（とりわけ音声言語が話せないということ）をいかにして軽減させるか」(p.217) が必要だと捉えられてきたという聾教育をする側の考え方がある。

金澤が、提起する問題は、盲・聾・養護学校に分かれていた特殊教育諸学校が、2006年6月に改正された学校教育法に則って、「特別支援学校」に一本化されたことから始まる。聾教育には独自の専門性があるため、「特別支援教育への移行は、聾教育関係者からすれば、聾教育の危機」(p.218) と言えた。金澤は、この聾教育関係者による言説空間とは全く別の場において、「聾」の捉え方に90年代後半ごろから大きな変化が表れたと述べている。つまり、成人の聾コミュニティの間における「障害者」から「手話を用いる言語的マイノリティ」へという変化である。この捉え方は、「聴者が聴者の世界の中で作り上げてきた聾者のモデル、すなわち病理的視点での「聾」と聾者自身が聾者の世界の中でとらえている「聾」とは異なる」(p.219) という捉え方の変化である。聾者の捉える「聾」は、病理的視点ではなく文化的視点によるものであると金澤は説明している。このことに関連して、

【文献レビュー3】

金澤は、「聾者の「障害」は聴者と関わることで生じる、という点である。逆にいえば、聾者が聾者同士でいる際には「障害」は存在しないし、さらにいえば、聾者集団の中に聴者が少数で入れば、逆に聴者が「障害」を経験することにもなる」(p.223)と論じる。つまり、聾者と聴者は「話ができない」(p.223)のである。

手話の使い手である聾者が日本語による電車等の車内放送を受信できないという状態は、日本に住む外国人が受ける不利益と類似していると金澤は述べる。「言語的に少数者集団であることによって受ける不利益という点では、同じ現象」(p.223)と言える。しかし、聾者と民族的マイノリティとの間には相違点がある。それは、聾者の約9割は聴者の親のもとに生まれ、聾者の約9割は聾者同士で結婚する、聾者の約9割は聴者の子どもをもつという「90%ルール」と呼ばれる特徴(p.224)から説明される。つまり「聾というマイノリティは、血縁関係を基盤としない結びつきによって支えられている」(p.225)のである。よって、聾者は、「聾者同士のコミュニティに溶けこむことで、「聾者」になっていく」(p.226)。このことから、盲・聾・養護学校に分かれていた特殊教育諸学校が「特別支援学校」に一本化されたことの問題性が浮き上がる。そして、聴者の子どもと一緒に教育することについても、金澤は、「聾者にとって最大の脅威は、インテグレーション（統合教育）なのである。聴者にとっては、「障害をもった子どもを分け隔てせずに、普通の子どもと一緒に過ごさせる」ものであるが、聾者にしてみれば、意味が逆なのだ」(p.226)と論じる。つまり、聾者にとって、インテグレーションは聾者集団を引き裂くことを意味するのである。

聾学校での教科書教育に使われる言語は日本語であり、残存聴力の活用も目指されている。聾学校の教員のほとんどは聴者である。金澤は、聴者と聾者とのパワーポリティクスについて、「手話言語よりも音声言語を優先させるという選択も、それ自体が「選択した」という意識すらないくらいに、「議論の余地もなく当たり前のこと」なのである」(p.227)と述べている。聾者に対する教育についての方法論は、聾者にアクセスできない聴者によって構築されてきた、と金澤は批判する。

一方で、最近になって現れた大きな変化についても述べられている。それはインターネットの普及とともに「情報の自由化」ともいべき現象が聾教育の世界において起こっていること」(p.229)である。専門家は知っているが親に伝えずにいた情報が、直接親に伝わってきたのである。たとえば、「「聾学校で身につけた口話法は社会では役に立たなかった」と主張する聾者の主張」(p.231)などである。それにより、「聴覚口話法にこだわらなくなり、むしろ「手話を取り入れてほしい」という要求を出したり、ハッキリと「「聾者」として育てたい」と主張する親が現れるようになってきた」(p.231)と、金澤は述べる。そして、2008年4月に日本手話を第一言語に位置づけて教育を行う聾学校の「明晴学園」が誕生したことに触れる。「聾教育のこれまでの社会的構成をまさに今、劇的に解体」(p.233)する聾教育の急速な変化が、本章では描かれているのである。

10) 第10章 「言語政策から言語権政策へ：カタルーニャの言語政策を事例として」（塚原信行）

本章では、「社会言語学／言語社会学においては、その言語政策によってもよく知られている」(p.235) スペインのカタルーニャ自治州における公用語のカタルーニャ語に焦点をあてている。まず最初に、カタルーニャ語がこれまでどのような変遷を経て公用語となつたのか、中世からの歴史的な説明がされている。中世には連合王国として繁栄していた当該地域では、12世紀末にはカタルーニャ語で書かれた文書が存在していたことから始まり、18世紀に中央集権化政策による公的な使用場面からの追放を経て、1931年に自治州となつた際にカスティーリャ語とともに自治州の公用語とされたこと、1939年の反乱軍の勝利によるフランコ独裁体制下で再び公共的領域から排斥されたこと、1975年にフランコが死去し、カタルーニャ語が1978年に制定されたスペイン新憲法の下でカタルーニャが再び自治州となりカスティーリャ語とともに公用語として回復したこと、1983年に「カタルーニャにおける言語正常化法」、1998年に制定された「言語政策法」により、現在もカタルーニャ語がカスティーリャ語とともに公用語とされていることが説明されている。

カタルーニャ自治州における言語政策の特徴として、①初等中等教育においてカタルーニャ語イマージョンプログラムが採用されていること、②言語関連の法整備が非常に進んでおり、公的領域におけるカスティーリャ語に対してカタルーニャ語使用の優先が規定されていること、③カタルーニャ社会言語学と緊密な結びつきを持つこと、④カタルーニャ語はカタルーニャ固有の言語であり、カタルーニャを固有の集団として特徴づけるものとして、ナショナリズムが強調されていることの4点が示されている。そして、この4つの特徴は相互に強く結びついているという。こうした積極的な言語政策により、カタルーニャ語の運用能力は高まってきたが、それが実際のカタルーニャ語使用に結びついていないのではないかという懸念が1990年代に浮かび上がってきた、と塚原は説明している。そこで、カタルーニャ語の使用実態を明らかにする電話調査がなされ、その結果、カタルーニャ語使用とカスティーリャ語使用の割合には大差は見られないが、言語領域ごとに見るとある傾向が見出された。その傾向の一つは、「カタルーニャ語運用能力の拡がりによって、カタルーニャ語とカスティーリャ語のバイリンガル層が増加した」(p.242) ことである。もう一つは、「フォーマルな領域では、カスティーリャ語よりもカタルーニャ語のほうがより多く使用されている」(p.242) ということである。すなわち、「カタルーニャにおける言語政策は、住民間におけるカタルーニャ語運用能力の大幅な伸長を実現し、その伸長を背景に、言語領域によっては、カスティーリャ語を上回るカタルーニャ語使用をもたらした」(p.242) ことになる。

上記のようなカタルーニャ語の復興に成果をあげた言語政策に対する批判も少なくない、と塚原は述べる。何度も繰り返されてきた批判は、「カタルーニャ語の保護・振興を推し進めるあまり、カスティーリャ語話者を差別する「行き過ぎ」を招いている」(p.243) というものである。この「行き過ぎ」に対する批判の原因是、カタルーニャ・ナショナリズム

【文献レビュー3】

にあるとする批判が多い。塚原は、そのような批判の典型として、市民団体「バベル・フォーラム」が発表した声明を紹介している(pp.244-245)。そして、この言語政策に対する「行き過ぎ」批判と、その原因としてのカタルニヤ・ナショナリズムという見解をめぐり、散発的議論がメディア上で行われてきたことを塚原は述べ、バベル・フォーラムの主張に対して、権利侵害を主張する「被害者の会」についても言及している。塚原は、これらの議論を「不毛な議論」(p.248)と評している。それは、議論が全く噛み合っておらず、一過性のものだからである。塚原は、「「被害者の会」やバベル・フォーラムによる言語政策への批判には、逆差別問題を指摘する点において一理あるが、言語政策のそれまでの成果と到達を正当に評価していない点には大きな瑕疵がある。また、「被害者の会」やバベル・フォーラムに対する反批判は、これらに対する反カタルニヤ主義というレッテル貼りに終始し、指摘された逆差別問題を真っ当に取り上げようとしない」(p.250)と述べる。

塚原が、問題として指摘することは、「カタルニヤにおける言語政策は、そもそも、公共圏および公的領域におけるカタルニヤ語の復興を目指して始まったものであり、言語権保障一般を目的とするものではない」(p.250)という言語政策の側面である。そして、カタルニヤ語を保障するだけでなく、「すでに実現していると前提されているカスティーリャ語使用保障」(p.252)の重要性を訴える。これにより、「年々増加する移民の言語権保障についても、統一的に扱う途が開かれるだろう」(p.252)と展望も述べられている。

「カタルニヤのような、言語権が法的権利として一応は確立されているところにあっても、そのあり方については不斷の見通しが不可欠であり、そうしなければ、言語権の名の下に抑圧や差別が生じる可能性すらある」(p.253)からである。塚原の結論としての提言は、言語政策から言語権政策への移行である。

3. 全体的な結論と成果について

本書は、全章を通して言語権の保障の重要性を訴えている。そのための政策や法律の整備を促そうとすることが本書の大きな目的と言える。ここでは、章ごとに結論について検討し、本書が誰にどのような成果をもたらすのかを考える。

第1章「エスノメソドロジーから見た「言語問題」」(山田富秋)では、「言語問題」とはそもそもどのように捉えられるべきなのかを読者に考えさせる。文法、語彙、発音、表記などの形式のみの狭い意味で捉えるのではなく、「常識」と「権力」という切り口を用いて検討を試みている。このアプローチが、日常生活における社会秩序を研究の対象とするエスノメソドロジーによる方法なのである。山田の主張は、普遍的な「規範」の不在であり、「規範」は当該状況の参加者によって共同で内部から作り出されるということである。つまり、当然とされている「規範」を疑う目を持つ必要がある。しかし、言語権が保障しえないような規範が生まれるのも、逆に言語権を保障するための規範も、当事者次第ということが言えるのではないだろうか。

第2章「言語権と人権・平等」(渋谷謙次郎)では、憲法で言語権は明文化されていない

【文献レビュー3】

が、憲法上で実質的に言語権が保障されていることが広く認められる必要性が読み取れる。また、言語権について何をもって平等とみなすのか、という課題についての検討も促されている。平等の捉え方が一義的ではないからである。第2章では、「平等な待遇」ではなく「平等な者としての待遇」が望まれることを、渋谷は主張しており、言語権を人権として保障していくことを議論すべきだと提言している。

第3章「言語権の社会学的意義」(ましこ・ひでのり)は、言語権という概念を「あたらしい権利意識の産物」とし、それがいまだ議論の舞台に十分に上がっていないことを指摘し、社会学の分野で積極的に議論すべきだと主張している。そして、障害学の視座をその議論に交えることの必要性を強調する。

第4章「「言語=通貨」論再考：地域通貨論が言語の経済学に問い合わせること」(木村護郎クリストフ)は、地域通貨と少数言語運動の類似性を示し、地域的共同性と人間の連帯の可能性を提示する。ここから、少数言語の復興にからめ、言語権の保障の重要性と可能性を主張している。

第5章「言語権から計画言語へ」(かどや・ひでのり)は、異言語を第一言語とする人々の間では、ある状況において第一言語が優位性と権力を有するという問題に注目する。ここから、言語権の保障の必要性を示し、計画言語としてのエスペラントの普及が不可避であると主張している。

第6章「漢字という障害」(あべ・やすし)は、漢字弱者の視点に立ち、漢字弱者の言語権の保障を訴えている。いまの日本では漢字まじり文が前提となっており、漢字弱者にとっては漢字が障害になっていると、あべは論じる。そのような忘れられがちな障害について認識し、漢字という障害からの解放および情報障害からの解放を提言している。

第7章「ポライトネス研究における自明性の破壊に向けて」(山下仁)は、ブルデューの視点を用いてポライトネス研究の自明性にメスを入れようとする。敬語は「敬語研究者の作り物」であると断言し、日本の敬語研究、ポライトネス研究の限界を指摘する。敬語の使用場面には力関係が存在しており、その力関係が存在するコミュニケーション場面において、なぜある人が他のある人に敬語を使うようになっているのかを究明することが重要だと説く。狭義ではなく広義のポライトネス研究の重要性を主張している。

第8章「差別論をかたることば：『女性学年報』のこころみを例に」(糸魚川美樹)は、差別論の議論の場にさえ差別が生まれることの矛盾をついている。アマチュア性を尊重し、壁を取り払った女性学を目指すと謳っている『女性学年報』も、英語に権力を与え、英語を操る能力を持たない執筆者を排除しているという指摘である。英語を用いなければ「国際的」な研究と認められないという思い込みを疑う必要性を示している。

第9章「聾教育という空間」(金澤貴之)は、聾教育の現場で当たり前とされている日本語や口話法の教育を疑う視点をもたらす。聾教育の現場の教育者のほとんどは聴者であり、聾者のコミュニティでどのようなコミュニケーションが起こっているのかは、十分に知り得ていないことがわかる。聾者にとっては、手話が第一言語であるため、聴者の教育観や

【文献レビュー3】

教育方法はおしつけになる可能性が高い。金澤は、聾者の言語権の保障を訴えている。

第10章「言語政策から言語権政策へ：カタルーニャの言語政策を事例として」（塚原信行）は、スペインのカタルーニャ自治州におけるカタルーニャ語の保護・振興のための言語政策に対して見直しを迫る。カタルーニャ語とともに公用語とされているカスティーリャ語の使用も保障すべきであり、公正な言語権の保障を訴えているのである。よって、言語政策ではなく言語権政策を整えていくことを提言する。

以上の10章を通して、見えてくることは、どの言語を使うかという権利、すなわち言語権は、未だ脆弱な存在だということである。かつての沖縄における日本語の同化教育による沖縄語の排斥については、日本においてさえ知っている人は多くはない。学校教育において、こうした歴史が語られることは稀である。第二次世界大戦を背景に台湾、韓国で日本語の同化教育が行われたことさえ、歴史の教科学習では取りこぼされているという始末である。一方で、学校教育のみならず企業内教育でも英語教育にはますます力を入れているし、国際会議の公用語から英語が外れることはない。大学入試試験、就職試験においても英語の存在は際立って濃い。

個人がどの言語を使うのか、どの言語を学ぶのかという自由は、基本的な権利であり、人権である。その上で、本書は誰に向けて編まれたものかを考える。編著者のましこが「おわりに」で「全編みな「攻撃的」な論考群である」(p.256)と自評していることから、攻撃的立場として想定できる聾学校の教員、英語教員、それらの教育学の研究者たちが読者のターゲットとしてまず挙げられる。そして、もちろん言語権を議論の俎上に上げてこなかった社会学研究者たちである。また、言語学と言語教育学の研究者も読者のターゲットに入る。さらに、英語教育のみならず日本語教育を含むあらゆる言語教育の実践者も含まれるに違いない。なぜなら、教育はすべて政治性を帯びているからである。言語教育の実践者は、なぜ特定の言語を教えるのか、その言語を教えることで学習者たちはどのように変容するのかを常に考える必要がある。ある言語を教えることは、他の言語を排除しているということに他ならない。そのような状況で、学習者たちだけではなく実践者自らの言語権は保障されていると言えるのだろうか。

言語教育をやめてしまえばいいというわけではないし、エスペラントを世界中の人たちが学習すればいいというものでもない。エスペラントがいくらナショナリズムと関係がなく学習しやすい言語だからといって、すべての人がエスペラントを気に入るわけでもないし、「学習」という営み自体が馴染まない人もいるだろう。確かに、本書には、言語権の保障を意識してこなかった者たちに対して意識づけをする効果があるといえる。英語至上主義者や口話教育至上主義者の意識改革にも功を奏すだろう。そして、言語教育学者、言語教育の実践者の教育観の更新にも役立つに違いない。しかし、どの章も、具体的な言語権の保障の手立てを示すには至っていない。なぜなら、「言語権の保障」の「保障」とは一体どういうことなのかが十分に議論されていないからである。この保障の内容も一元的ではないだろう。人が置かれるコミュニティのあり方、コミュニティの中の人間関係などは多

【文献レビュー3】

様であり、状況によって保障の内容は異なるはずである。しかし、少なくとも自分には言語を選び、自由にその言語を使えるという権利が存在していることを意識し、対峙する相手にも同じ権利があることを認識することは重要である。このように、言語権が基本的人権であることは、本書を通して再確認できる。

参考文献

- 加藤晴久編 (2003) 『ピエール・ブルデュー 1930-2002』 藤原書店
ドウウォーキン, ロナルド (1986) 木下毅・小林公・野坂泰司訳『権利論』 木鐸社
ブルデュー, ピエール (1991) 石井洋次郎訳『ディスタンクション I』 藤原書店
Gino, E. (2001) *A Critique of Politeness Theories*, Manchester: St. Jerome Publishing.
Watts, R. J. (1999) Language and politeness in early eighteenth century Britain, In
Kienpointner, M. (ed.), *Special Issue on Ideologies of Politeness, Pragmatics*, vol.9, No.1,
pp.5-20. IprA.

本文献レビューは、国立国語研究共同研究プロジェクト「定住者外国人よみかき研究」の研究成果である。また、本文献レビューの内容に対する責任は本プロジェクトが負う。